

トピックス編

1 消費者と生産者との顔の見える関係づくりに向けて

消費者の「食」に対する信頼を確保する上で、消費者と生産者との顔の見える関係づくりが求められている。九州農政局では、平成20年度に消費者を生産や流通の場に案内して、「食」と「農」に触れてもらう取組を21回行った。

（「家族で参加！酪農大冒険」を開催）

消費者の「食」に対する信頼を確保する取組として、「家族で参加！酪農大冒険」（20年8月2日熊本県合志市）を開催、県内外から小学生を含む14家族37名が参加した。

午前中は、酪農教育ファーム認証牧場のオオヤブデイリーファームにおいてバターづくりや牛・やぎの心音体験等体験学習を実施した。昼食は、隣町の菊池産の食材を使用した地産地消のお弁当をいただき、午後は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構九州沖縄農業研究センターにおいて学習会や生産者との意見交換を行った。



オオヤブデイリーファームで
餌の説明に聞き入る子ども達

参加者からは、食につながる酪農という仕事の体験や牛などの生き物達との触れ合いが、命の大切さや身近な食べものについて考えるきっかけとなったという声が聞かれた。

（農林水産情報交流モニター交流会を開催）

消費者の立場から農林水産施策へのご意見を伺う消費者モニターの方々を対象に、農林水産情報交流モニター交流会（20年10月30日熊本県宇城市）を開催、熊本県内の消費者モニター及び消費者団体の方々合わせて20名が参加した。

午前中は、「食と農の体験塾」において地元産小麦等を使用したパンづくり等の体験、宮田塾長の講話の後、食生活の大切さや食料自給率等について意見交換を行った。午後は、



宮田塾長の講演を受ける参加者



鶏卵選別システムの説明
を受ける参加者

有限会社那須ファームにおいて鶏卵の生産衛生管理システムの現地視察を行い、休耕田を利用した飼料米栽培による飼料化試験等について説明を受け、意見交換を行った。

参加者からは、食に対する生産者の考え方や取組姿勢が伝わった、食育や食生活の大切さについて自分も広めていきたいという声が聞かれた。

2 耕作放棄地の解消に向けた取組

我が国の食料自給率は40%（平成19年度カロリーベース）と主要先進国の中で最低水準になっており、食料の安定供給に向けて限りある農地を有効に活用するため、増加傾向にある耕作放棄地（九州の耕作放棄地面積：6万1千ha（2005年農林業センサス））を解消することが重要な課題となっている。

九州農政局管内の先進的な地域においては、既に耕作放棄地解消に向けた多様な取組が開始されている。今後、他の地域においても耕作放棄地解消の取組を推進するため、21年度からの「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」等を活用することにより、総合的・包括的に支援することとしている。

（耕作放棄地を活用した放牧：長崎県諫早市）

イノシシによる被害が深刻であった諫早市旧飯盛町^{いさはやし}では、イノシシの進入防止と農作物被害低減を目的として、イノシシの隠れ家となっていた里山と水田の間の耕作放棄地を放牧により草地として利用する取組を18年度から開始した。この取組により20年度までに1.8haが解消され、イノシシ被害低減に一定の効果を上げている。なお、畜産農家からは、生産コスト削減による収益確保及び経営規模拡大、さらには、経営の安定化による後継者不足解消につながると期待されている。



①放牧前



②放牧中



③放牧後

（茶の新植による耕作放棄地解消：鹿児島県志布志市）

志布志市では従来より高齢化等により増加しつつある耕作放棄地の解消が課題となっていた。JAあおぞらの子会社である有限会社いろは農園有明は、平成17年度から農業生産法人として茶の生産、加工等に取り組み、高齢化等で耕作できなくなった一定規模の農地（30a以上）については、当該法人が一定期間借り受けし、茶の新植、管理を行っているところであり、地域の耕作放棄地の解消に貢献している。



整備前



整備後

3 鳥獣被害防止対策の推進

（鳥獣被害防止特措法に基づく地域主体の取組を推進）

近年、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の生息分布域の拡大等に伴い、野生鳥獣による農林水産業にかかる被害は、中山間地域を中心に深刻化・広域化している。鳥獣被害は、農家にとって収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退や耕作放棄地増加の一因になるなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を及ぼしている。

このような状況を踏まえ、鳥獣被害防止特措法[※]が、平成20年2月より施行された（図1）。

本法は、現場に最も近い行政機関である市町村が農林水産被害対策の中心となって、主体的に対策に取り組めるよう、農林水産大臣が被害防止対策の基本指針を策定し、市町村は基本指針に即して、被害防止計画を作成することができることになっている。

被害防止計画を作成した市町村は、国が財政上の措置を講じる等、各種のメリット措置が受けられ、21年3月末現在、九州では全市町村の約6割を占める141市町村（管内247市町村）が計画を作成しており、地域主体の取組が着々と進んでいる（表1）。特に佐賀県、長崎県及び大分県（被害のない姫島村を除く）は全市町村で計画を作成するなど、全国的に見ても先進的な取組となっている。

図1 鳥獣被害防止特措法の概要

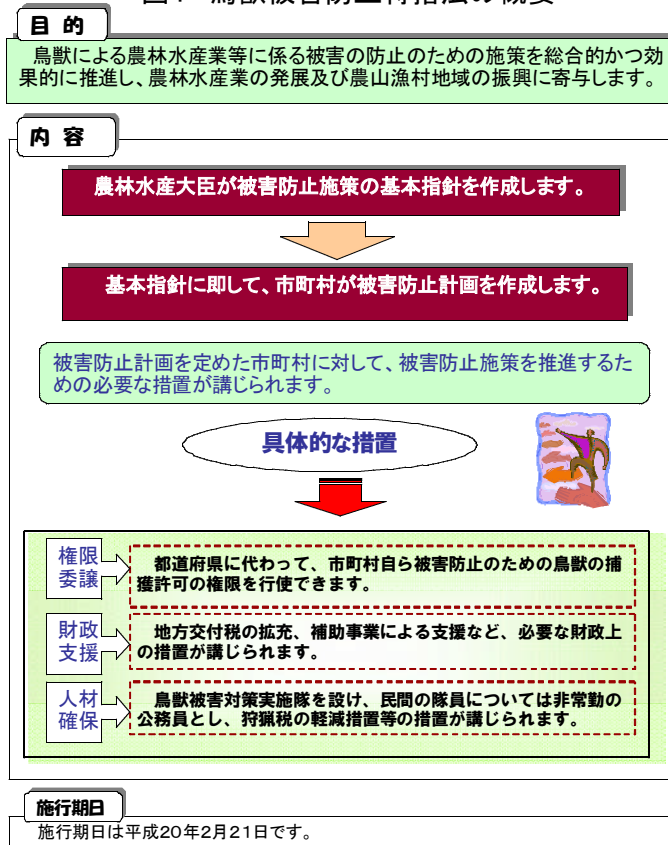


表1 被害防止計画の作成状況(21年3月末現在)

	全市町村数	被害防止計画作成 ①	21年度中に作成予定 ②	合計 ①+②
全国	1,778	693	220	913
九州	247	141	44	185
福岡県	66	27	16	43
佐賀県	20	20	0	20
長崎県	23	23	0	23
熊本県	47	28	7	35
大分県	18	17	0	17
宮崎県	28	11	9	20
鹿児島県	45	15	12	27

資料：農林水産省調べ

※ 正式名称は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

4 農商工連携の促進に向けた取組

（農林水産省と経済産業省の連携）

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業と商業・工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し、相乗効果を発揮していくこととなるよう、農林水産省と経済産業省は、密接かつ有機的に連携をとり、様々な取組を推進している。

こうしたなかで、平成20年7月21日に、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、地域を支える中小企業経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、税制・金融面をはじめとした総合的な支援措置を講ずる「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が施行された。

九州農政局では、九州経済産業局と連携して、九州における農商工連携を着実に進めていくため、自治体、農林水産業関係団体及び商工業関係団体等を構成メンバーとする九州地域農商工連携促進協議会を設立（8月25日）し、各県において農商工等連携促進法説明会（7～8月）を開催するとともに、農商工連携フォーラムin九州（11月26日、鹿児島市）を開催し、関係者の理解醸成に努めた。また、21年1月28日には、福岡市において、農商工連携マッチングフェアin九州を開催した。

これまで、九州においては、法律に基づき申請された事業計画について、3回認定（9月19日、12月9日、2月20日）を行い、農商工等連携事業計画20件、農商工等連携支援事業計画2件を認定している。

今後とも、農林漁業者へ農商工連携の取組により、規格外品等これまで捨てられていた農林水産物の有効活用、新商品開発による農林水産物の付加価値の向上、安定的な販売先の確保等による経営改善が図られること等について広報・啓発しながら、地域の活性化につなげたい。



農商工連携フォーラムin九州



農商工連携マッチングフェアin九州

5 農山漁村における雇用支援対策の取組

平成20年9月の世界金融資本市場の危機に伴い、我が国の雇用情勢が急速に悪化した。こうした事態に対応して、農林水産省としては、農林漁業の各分野において就業希望者に対する相談会の開催や技術取得等のための研修を実施するなどの取組を行っている。こうした取組を円滑に進めるため、本省、地方農政局、地方農政事務所に「農山漁村雇用相談窓口」を開設し雇用相談に応じている。

また、各県の農業会議など農業、林業、水産業への新規就業相談窓口を通じた相談件数や雇用決定者数も、順次増加している（5月末での相談件数2,528件、雇用決定者数461名：管内累計）。

（九州農政局の取組）

九州農政局及び管内6か所の農政事務所に開設した雇用相談窓口における対応の際の留意事項をまとめた補足マニュアルを作成するとともに関係機関との連携に努め、相談者に対する親切・丁寧・迅速な対応を図っている。

さらに、管内各県における取組をより広範囲の求職者、農業関係事業者に周知し雇用創出につなげていくため、各県からの情報（「農業分野での雇用創出に関する事業」及び「九州管内就農相談会等スケジュール」）について、九州農政局ホームページへ掲載しPRに努めている。

（雇用支援に係る事業）

農林水産省事業関係では、人材育成や都市と農村をつなぐ能力を持ったコーディネート機関に対して支援する「田舎で働き隊」事業については九州管内で5団体が交付団体となり、実践研修の企画・実施等に取り組んでいる。

長崎県波佐見町^{はさみちよう}では、仲介機関のアイデアパートナーズ株式会社と、受入側である「NPO法人波佐見グリーンクラフトツーリズム研究会」が研修内容を企画し、福岡県・長崎県の都市住民8名（うち大学生3名）に対して12日間の農村研修を行った。研修では、農家とともに農家レストランや直売所の立ち上げに向けた実践活動を行うとともに、地域でのグリーン・ツーリズムを学んだ。

農業法人等が新規就業者を雇用し研修を実施する「農の雇用事業」については、九州農政局管内176の実施農業法人で218名の研修生の受け入れが決定された。



就業・就農相談会（鹿児島県）



波佐見町での研修

6 九州から天皇杯（農林水産祭）

毎年秋に開催される「農林水産祭」においては、効率的な農業経営や地域住民によるむらづくり等の先進事例が表彰されており、そのなかで、活動の内容が特に優れ、広く社会の賞賛に値するものについては、天皇杯等が授与されている。

平成20年の農林水産祭においては、九州農政局から推薦した5部門（農産部門、園芸部門、畜産部門、蚕糸・地域特産部門、むらづくり部門）のうち農産部門において、天皇杯受賞者が誕生した。



【農産部門】

経営（大豆）

農事組合法人 ひやくせい 百世（代表 しもがわ つばら 下川 粲）

＜高度な農地利用と機械化一貫作業体系による高い生産性の実現＞

福岡県筑後市ちくごしの農事組合法人百世は、担い手の確保を図るため、地域内（4集落）のほぼ全農家67戸により、平成18年度に設立された。

同組合では、地区内農地の84%を借り受け、経営面積100.6haで米（70.0ha）・大豆（34.1ha（うち作業受託7.4ha））と裏作小麦（94.0ha）の1年2作体系を行うなど、高度な農地利用を確立している。また、大型機械による一貫作業体系により、的確な栽培管理を実践し、生産費の低減を実現している。さらに、排水対策の徹底や基本栽培技術の励行等により、多収量・高品質を実現している。例えば、大豆の場合、生産費（3万2,263円/10a）は県平均の約80%まで削減しており、また、10a当たり収量（294kg/10a）は県平均の1.6倍となっている。上位等級比率（95.7%）も県平均を約20%上回っている。

